

旧(令和7年12月1日改正)	新(令和8年10月1日改正)
(定義) 第3条 一～八(略) <u>九 インターネット用パスワード</u> パスワードのうちインターネットによる手続きにおいて使用するパスワードをいいます。 <u>十 自動音声ダイヤル用パスワード</u> パスワードのうち自動音声ダイヤルによる手続きにおいて使用するパスワードをいいます。 <u>十一 発行カード会社等</u> 登録申込カード又は登録カードの発行を行ったクレジットカード会社及び六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うために設置した事務局をいいます。 <u>十二 ポイント</u> 第9条第1項から第3項までの規定によりマイレージ登録者に付与されるポイントをいいます。 <u>十三 還元額</u> 管理者の管理する有料道路の通行料金の支払に利用できるものとして、第11条第1項又は第12条の規定によりマイレージ登録者に付与される額をいいます。 <u>十四 本人確認</u> 四会社がこの規約で定める手続を行う際に、届出事項を使用して本人であるか確認することをいいます。ただし、インターネットによる手続の場合は、マイレージIDと<u>インターネット用パスワード</u>を使用して確認をします。 <u>また、自動音声ダイヤルによる手続きの場合は、マイレージIDと自動音声ダイヤル用パスワードを使用して確認します。</u> <u>十五 ホームページ</u> 四会社の管理するETCマイレージサービスのホームページをいいます。 <u>十六 マイページ</u> マイレージ登録者がホームページからログインすることにより利用できる、マイレージ登録者専用のページをいいます。	(定義) 第3条 一～八(略) <u>九 発行カード会社等</u> 登録申込カード又は登録カードの発行を行ったクレジットカード会社及び六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うために設置した事務局をいいます。 <u>十 ポイント</u> 第9条第1項から第3項までの規定によりマイレージ登録者に付与されるポイントをいいます。 <u>十一 還元額</u> 管理者の管理する有料道路の通行料金の支払に利用できるものとして、第11条第1項又は第12条の規定によりマイレージ登録者に付与される額をいいます。 <u>十二 本人確認</u> 四会社がこの規約で定める手続を行う際に、届出事項を使用して本人であるか確認することをいいます。ただし、インターネットによる手続の場合は、マイレージIDとパスワードを使用して確認をします。 <u>十三 ホームページ</u> 四会社の管理するETCマイレージサービスのホームページをいいます。 <u>十四 マイページ</u> マイレージ登録者がホームページからログインすることにより利用できる、マイレージ登録者専用のページをいいます。
(登録申込み) 第5条 1～2(略) 3 四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者、及び令和5年5月31日以前に登録を行ったマイレージ登録者のうち、電子メールアドレスの登録が完了していないマイレージ登録者は、ホームページから有効な電子メールアドレスを入力し、送信して登録を行ってください。有効な電子メールアドレスの登録がない場合、マイページを利用できません。	(登録申込み) 第5条 1～2(略) 3 四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者及び令和5年5月31日以前に登録を行ったマイレージ登録者のうち、電子メールアドレスの登録が完了していないマイレージ登録者は、ホームページから有効な電子メールアドレスを入力し、送信して登録を行ってください。有効な電子メールアドレスの登録がない場合、マイページを利用できません。
(マイレージ登録の拒絶等) 第6条 一～二(略) 三 第19条第1項第1号から第3号まで、第7号から第12号まで、及び同条第2項のいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき(ただし、同条第1項第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、同項第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、同項第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。) 四～六(略)	(マイレージ登録の拒絶等) 第6条 一～二(略) 三 第19条第1項第1号から第3号まで、第7号から第12号まで及び同条第2項のいずれかに該当するマイレージ登録申込者が申し込んだとき(ただし、同条第1項第8号に該当する場合は通行料金を免れ又は免れようとした日から3年を、同項第10号に該当する場合は割引停止又は利用停止が終了する日を、同項第11号に該当する場合は契約者資格の取消しを受けた日から3年を経過したときを除きます。) 四～六(略)

2（略）	2（略）
（マイレージ登録の通知等） 第7条 1～2（略） 3 マイレージ登録者は、インターネットによりパスワードを随時変更することができます。<u>また、自動音声ダイヤル用パスワードについては自動音声ダイヤル（トーン信号を発する電話に限ります。以下同じです。）でも随時変更することができます。</u> 4～8（略）	（マイレージ登録の通知等） 第7条 1～2（略） 3 マイレージ登録者は、インターネットによりパスワードを随時変更することができます。 4～8（略）
（ポイントの交換等） 第11条 マイレージ登録者は、インターネット、<u>自動音声ダイヤル</u>又は電話により四会社に申し込むことにより、区分ごとに累計した有効期間内のポイントを、別に定める還元額その他の特典に交換することができます。 2 マイレージ登録者が、あらかじめ四会社に対し、自動でポイントを還元額に交換するサービス（以下「自動還元サービス」という。）を利用する旨申し込んでいる場合は、あらためて交換の申込手续をとる必要はありません。ただし、自動還元サービスの利用を申し込んでいる場合でも所定のポイントに満たない場合は、別途交換の申込手续が必要です。 3 インターネット又は<u>自動音声ダイヤル</u>による交換の申込みは、四会社が指定する方法により必要事項を入力し、送信して行ってください。必要項目の入力が正しく行われていない申込みは受け付けられません。 4（略）	（ポイントの交換等） 第11条 マイレージ登録者は、インターネット又は電話により四会社に申し込むことにより、区分ごとに累計した有効期間内のポイントを、別に定める還元額その他の特典に交換することができます。 2 マイレージ登録者が、あらかじめ四会社に対し、自動でポイントを還元額に交換するサービス（以下「自動還元サービス」といいます。）を利用する旨申し込んでいる場合は、あらためて交換の申込手续をとる必要はありません。ただし、自動還元サービスの利用を申し込んでいる場合でも所定のポイントに満たない場合は、別途交換の申込手续が必要です。 3 インターネットによる交換の申込みは、四会社が指定する方法により必要事項を入力し、送信して行ってください。必要項目の入力が正しく行われていない申込みは受け付けられません。 4（略）
（ポイントの照会等） 第14条 マイレージ登録者は、インターネット、<u>自動音声ダイヤル</u>又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を四会社に照会することができます。 2（略） （利用状況等の調査） 第14条の2（略） （是正措置） 第14条の3 1～2（略）	（ポイントの照会等） 第14条 マイレージ登録者は、インターネット又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を四会社に照会することができます。 2（略） （利用状況等の調査） 第14条の2（略） （是正措置） 第14条の3 1～2（略）
（利用停止） 第15条 1（略）	（利用停止） 第15条 1（略）

2 マイレージ登録者は、紛失や盗難等により第三者に登録カードを不正に使用された場合又はそのおそれがある場合には、インターネット、<u>自動音声ダイヤル</u>又は電話により、ETCマイレージサービスの利用の停止を四会社に申し出ることができます。この場合、四会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を停止します。 3～7（略）	2 マイレージ登録者は、紛失や盗難等により第三者に登録カードを不正に使用された場合又はそのおそれがある場合には、インターネット又は電話により、ETCマイレージサービスの利用の停止を四会社に申し出ることができます。この場合、四会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を停止します。 3～7（略）																																																																								
（届出事項の変更等） 第20条 マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出てください。 <table><tr><th>届出事項</th><th>届出方法</th><th>備考</th></tr><tr><td>氏名</td><td>所定の書面 （氏名変更を証する書面を添付してください。）</td><td>婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>所定の書面（生年月日の変更（訂正）を証する書面を添付してください。）</td><td>法人の場合、創立記念日等</td></tr><tr><td>住所</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>ETC車載器情報（ETC車載器管理番号）</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>ETC車載器情報（車両番号）</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>登録カードの有効期限</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>電子メールアドレス</td><td>インターネット</td><td>メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。</td></tr><tr><td>お知らせメールの希望の有無</td><td>インターネット</td><td></td></tr><tr><td>ポイント残高のお知らせ（第14条第2項の通知をいいます。）の希望の有無</td><td>インターネット又は電話</td><td></td></tr><tr><td>自動還元サービスの希望の有無</td><td>インターネット、<u>自動音声ダイヤル</u>、電話又は所定の書面</td><td></td></tr></table> 2～5（略）	届出事項	届出方法	備考	氏名	所定の書面 （氏名変更を証する書面を添付してください。）	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。	生年月日	所定の書面（生年月日の変更（訂正）を証する書面を添付してください。）	法人の場合、創立記念日等	住所	インターネット、電話又は所定の書面		電話番号	インターネット、電話又は所定の書面		ETC車載器情報（ETC車載器管理番号）	インターネット、電話又は所定の書面		ETC車載器情報（車両番号）	インターネット、電話又は所定の書面		登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面		電子メールアドレス	インターネット	メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。	お知らせメールの希望の有無	インターネット		ポイント残高のお知らせ（第14条第2項の通知をいいます。）の希望の有無	インターネット又は電話		自動還元サービスの希望の有無	インターネット、 <u>自動音声ダイヤル</u> 、電話又は所定の書面		（届出事項の変更等） 第20条 マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出てください。 <table><tr><th>届出事項</th><th>届出方法</th><th>備考</th></tr><tr><td>氏名</td><td>所定の書面 （氏名変更を証する書面を添付してください。）</td><td>婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>所定の書面（生年月日の変更（訂正）を証する書面を添付してください。）</td><td>法人の場合、創立記念日等</td></tr><tr><td>住所</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>ETC車載器情報（ETC車載器管理番号）</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>ETC車載器情報（車両番号）</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>登録カードの有効期限</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr><tr><td>電子メールアドレス</td><td>インターネット</td><td>メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。</td></tr><tr><td>お知らせメールの希望の有無</td><td>インターネット</td><td></td></tr><tr><td>ポイント残高のお知らせ（第14条第2項の通知をいいます。）の希望の有無</td><td>インターネット又は電話</td><td></td></tr><tr><td>自動還元サービスの希望の有無</td><td>インターネット、電話又は所定の書面</td><td></td></tr></table> 2～5（略）	届出事項	届出方法	備考	氏名	所定の書面 （氏名変更を証する書面を添付してください。）	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。	生年月日	所定の書面（生年月日の変更（訂正）を証する書面を添付してください。）	法人の場合、創立記念日等	住所	インターネット、電話又は所定の書面		電話番号	インターネット、電話又は所定の書面		ETC車載器情報（ETC車載器管理番号）	インターネット、電話又は所定の書面		ETC車載器情報（車両番号）	インターネット、電話又は所定の書面		登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面		電子メールアドレス	インターネット	メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。	お知らせメールの希望の有無	インターネット		ポイント残高のお知らせ（第14条第2項の通知をいいます。）の希望の有無	インターネット又は電話		自動還元サービスの希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	
届出事項	届出方法	備考																																																																							
氏名	所定の書面 （氏名変更を証する書面を添付してください。）	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。																																																																							
生年月日	所定の書面（生年月日の変更（訂正）を証する書面を添付してください。）	法人の場合、創立記念日等																																																																							
住所	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
ETC車載器情報（ETC車載器管理番号）	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
ETC車載器情報（車両番号）	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
電子メールアドレス	インターネット	メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。																																																																							
お知らせメールの希望の有無	インターネット																																																																								
ポイント残高のお知らせ（第14条第2項の通知をいいます。）の希望の有無	インターネット又は電話																																																																								
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、 <u>自動音声ダイヤル</u> 、電話又は所定の書面																																																																								
届出事項	届出方法	備考																																																																							
氏名	所定の書面 （氏名変更を証する書面を添付してください。）	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。																																																																							
生年月日	所定の書面（生年月日の変更（訂正）を証する書面を添付してください。）	法人の場合、創立記念日等																																																																							
住所	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
ETC車載器情報（ETC車載器管理番号）	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
ETC車載器情報（車両番号）	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
電子メールアドレス	インターネット	メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。																																																																							
お知らせメールの希望の有無	インターネット																																																																								
ポイント残高のお知らせ（第14条第2項の通知をいいます。）の希望の有無	インターネット又は電話																																																																								
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面																																																																								
（規約の変更） 第27条 四会社は、マイレージ登録者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の実施日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。 2～3（略）	（規約の変更） 第27条 四会社は、マイレージ登録者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の<u>施行</u>日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。 2～3（略）																																																																								

附 則
(実施期日)
1 この規約は、令和8年6月1日から実施します。

附 則
(施行期日)
1 この規約は、令和9年4月1日から施行します。